

## 資材置場等の目的での農地転用許可申請について

令和6年4月に農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法に係る事務処理要領の制定について」が一部改正され、(以下「国通知」といいます。)資材置場等で転用を目的とする場合は、農業委員会は一時転用により目的が達成できるか否かを検討し、県への報告が必要となりました。

については、資材置場等で農地転用をお考えの方は早めの相談をお願いいたします。

### 1. 背景

国通知には、「近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後1か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事案が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要となっている。」と記載がされ、資材置場等の転用は他目的使用、第三者への転売、資産保有のために申請される可能性があることから、前述の対応となりました。

### 2. 資材置場等とは

資材置場に限らず、建築物の建築を伴わない転用が対象となります。

例：駐車場、残土置場、廃車置場等

### 3. 転用許可後の取り扱いについて

資材置場等を目的とする恒久転用の許可後は、通常の工事進捗状況報告に加え、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告が必要となります。

また、必要に応じて適切に利用されているか否か現地確認をさせていただきます。